

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県吾妻郡高山村

2 構造改革特別区域の名称

たからのやまたかやまワイン特区

3 構造改革特別区域の範囲

群馬県吾妻郡高山村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

高山村（以下「本村」という。）は、群馬県の北西部に位置し、北はみなかみ町、東は沼田市、南は渋川市、西は中之条町と接している。南北に 1,000m 級の山々が連なり、本村の中央には名久田川が流れている。

本村は、東西 11.34km、南北 10.63km、総面積は 64.18 km²で、令和元年度の土地利用状況の割合は、農地が 10.6%、宅地 2.5%、山林 39.5%、その他 47.4%である。

(2) 気候

気温は、冬季は-10℃前後まで下がり、夏季は 30℃以上と山々に囲まれた盆地状の地形であるため、内陸性気候となっている。

年間平均降水量は約 1,160mm で、全国平均の約 1,700mm を下回っている。

比較的降水量は少なく、昼夜の寒暖差が大きいため、果樹栽培に適した気候といえる。

(3) 人口

本村の人口は 3,280 人、1,403 世帯である。人口は減少しているが、世帯数は増加傾向にある。（令和 6 年 9 月 1 日 住民基本台帳）

国勢調査による人口変動としては、平成 2 年の 4,087 人から平成 17 年の 4,351 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年には 3,511 人となり、令和 4 年 4 月 1 日に、村全域が過疎地域に指定された。

就職や進学、婚姻等による転出などの社会減、また、少子高齢化による自然減もあり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和 46 年には、現在の半分の 1,800 人程度になると予想され、若年層が減少傾向で推移しており、老年人口が占める割合も 37%（令和 2 年 国勢調査）と高齢化率が増加傾向で推移していることから、今後も少子高齢化が進んでいくことが予測され、地域経済の活力の低下が懸念される。

(4) 産業

令和2年国勢調査による就業人口は、産業別に、第1次産業216人(13.0%)、第2次産業444人(26.6%)、第3次産業1,008人(60.4%)である。

第1次産業においては、時代の変化とともに兼業化が進んだことや、高齢化による農業の担い手不足、後継者不足による農業者の減少に伴い、遊休農地の増加が深刻化しているが、農業就業者は13.0%であることから、全国平均の2.0%を上回っている。

(5) 農業

本村は農業を基幹産業としており、耕作地は、標高420mから700mまでと幅広く分布している。本村の総面積64.18km²のうち、現在の農地面積は4.853km²(485.3ha)で、田が1.638km²(163.8ha)、樹園地などを含む畑が3.214km²(321.4ha)となっている。

昼夜の寒暖差が大きいことから、農産物に甘みが増すことが特徴で、果樹栽培にも適した地域であるといえる。

本村では、観光立村に向けた取り組みにも力を入れ、農業分野においては、農産物のブランド化、付加価値の高い6次産業化をめざした特産品や商品開発の支援、農産物を生かした官民協働による地産地消メニューの普及、地域おこし協力隊制度を活用した新たな担い手の確保や、民間企業と連携した就農支援・農業体験イベントを行い、農業の魅力を発見する事業を実施している。

また、遊休農地解消を目指し、新規作物の導入及び観光農業を取り入れた経営改善を図るため、平成15年に果樹試験圃を設置し、各種の講習会開催や果樹研究会員の技術の普及なども行ってきた。平成17年には「織姫ぶどう」が登場し、観光農園がオープンするなど、特産品としての販売が続々と始まる。他にも、道の駅「中山盆地」の農産物直売所では、村内で生産される果樹や、りんごジュースなど果樹の加工品が販売されており、観光客からの人気を誇っている。農産物直売所に訪れる観光客数は年間14万人ほどで、本村の観光施設の中でも最多となっている。(令和5年 高山村観光入込客数)

果樹以外にも、村のブランド米「月あかね」、伝統野菜「高山きゅうり」、村の花「りんどう」など、村の特産品となる農産物のブランド化に取り組んできた。

しかしながら、農業の担い手の高齢化や後継者不足、遊休農地解消など、引き続き諸課題に向き合っていく必要があり、後継者の確保や人材育成、新規就農者への支援が必要となる。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

本村が取り組んできた新規作物の導入の研究により、生食用ぶどうやりんごを栽培する農業者が増え、本村気候の特徴である寒暖差から生まれた果樹の品質のよさから、最近では、本村での果樹栽培の希望者が増加してきている。中には、本村へ移住しワイン用のぶどうを栽培し、ワイン及びシードルの醸造を希望する新規就農者もいる。

このことから、特例措置を講じ酒類製造免許に係る最低製造数量基準を緩和することで、新規参入を促し、産業の活性化を図る。

5 構造改革特別区域計画の意義

今回、特例措置を活用することにより、持続可能な農業を目指しながら、新規就農者の確保や遊休農地の解消対策、新たな農業経営の発展、地域雇用を生み出すことが可能となる。

また、本村特産品に新たな魅力や価値を付与することが可能となり、ワイナリー設立により、他業種間との連携をとりながら、地域や経済の活性化を図り、村のブランドイメージや知名度を上げることや果樹栽培の新規就農者の増加が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

区分	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
特産酒類製造事業者数	1	1	1
特産酒類製造数量	2 kl	2.5 kl	3 kl

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村はこれまで、遊休農地解消を目指し新規作物の導入及び観光農業を取り入れた経営改善を図ってきた。農業者の研究や尽力の結果、ぶどうやりんご等の特産品を生み出し、本村での果樹栽培に挑戦する移住者も増えつつある。

一方で、本村にはワイナリーがないため、本特例措置の適用により本村の特産物を原料としたワイン・シードルの製造が可能となった場合には、本村初となるワイナリーが設立され、本村産果実酒の特産品が新たに創出される。

このことから、本村にとって新たな魅力ある観光資源となることが期待されるほか、雇用創出や地域活性化に繋げることができる。

(1) 観光資源

本村特産果実にワイン・シードルという更なる魅力や価値を付与することが可能となり、新たな観光資源として、観光PRやふるさと納税等への導入、本村の知名度や認知度、ブランドイメージ向上に寄与するものと期待される。

また、農業や就農支援、ワイン・シードル、ワイナリーに関連する長期的な体験型イベントを行い、交流・関係人口の増加を促すなど、新たな観光資源を生かしたPRイベントをしていくことが期待できる。

(2) 雇用創出と地域活性化

新規参入によるワイナリー設立という新たな取り組みを機に、持続可能な農業を目

指しながら、地域に根ざしたワイン・シードル産業を創出し、生産者の可能性を広げることで、新規就農者の増加・地域雇用創出が期待されることから、遊休農地の解消、景観の維持にも繋がる。

また村内生産者、醸造者、飲食及び商業者や観光事業者などの他業種間での協働や連携による取り組みがなされることにより、本村産ワイン・シードルを介した相乗的な経済効果が生まれることが期待される。

(3) 地域を超えたワイン・シードル産業の振興

県内でも、ワイナリーを運営し魅力的な果実酒の醸造者が多数いることから、県内地域との連携を図り、更なるワイン・シードル産業の振興を促進、文化の発展と浸透拡大に貢献しながら、群馬県としてのワイン・シードルのブランドイメージの向上や確立に寄与していきたい。

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 26 条）

別紙

1 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう・りんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関連する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

群馬県吾妻郡高山村の全域

（3）事業の実施期間

上記2の記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて、地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特産物を原料とした果実酒を構造改革特別区域内において、製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準の6キロリットルが、果実酒については2キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

については、農産物の消費拡大、食品ロスの削減につながるとともに、農業や観光業との連携を図りながら、新たな特産品や地域ブランドの創出、地域経済及び地域の活性化に寄与する。

なお、当該特例措置により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告や納税、各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、本村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行うこととする。